

意見書

労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書

現在、日本の労働者の3人に1人、若年層や女性では2人に1人が、派遣・契約・パートやアルバイトなどの非正規雇用で働いています。年収200万円以下のワーキングプアが1,000万人となっています。

2008年秋以降は、派遣労働者などの「解雇」「雇い止め」が急速に広がり、多くの労働者が、仕事も住まいも一気に失い、いまだに仕事も見つからず、失業給付が切れれば生活保護でしか生きていけない事態が広がっています。

派遣労働は、1985年の法律制定以来、規制緩和が繰り返されてきた結果、本来、臨時的一時的業務に限るという法の趣旨が著しく損なわれてきました。派遣労働者は、低賃金や労災隠しなどの無権利、日雇い派遣やスポット派遣、偽装請負、業務偽装、違法なクーリングの悪用など、違法・脱法に働かされたあげくにいとも簡単に解雇されてきました。

労働者が将来に希望をもって、人間らしく生き働くことができる社会にするために、早期に労働者派遣法を抜本的に改正し、安定して働きつづけられるルールを確立することを求め、下記のことを強く要望します。

記

- 一、派遣労働は、「一時的・臨時的」な業務に限り、著しく不安定な雇用となっている登録型派遣は真に専門的な業務に限定し、原則禁止とすること。
- 一、日雇い派遣やスポット派遣は禁止すること。
- 一、製造業への派遣を禁止すること。
- 一、派遣期間の上限を一年とし、一年の雇用期間を超えた場合や違法があった場合は、派遣先が直接雇用したものとみなすこと。
- 一、派遣労働者への差別を禁止し、正社員と均等待遇を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月18日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 菅 直 人 様
厚生労働大臣 長 妻 昭 様